

介護サービス事故に係る報告基準

介護保険事業者（以下、「事業者」という）は、介護保険指定居宅サービス及び介護保険施設等の運営基準に基づき、介護サービス提供中に事故等が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うこと、事故の状況や対応などについて記録し保険者へ報告することが義務付けられています。

事業者におかれましては、次の報告基準に従い速やかに事故報告を行うとともに、事故が再発しないよう対策を講じてください。

1. 事故内容の範囲

(1) サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷した場合（第三者の行為により利用者が被害者となった場合も含む。）

- ① 「サービス提供中」とは、送迎中も含めサービスを提供している時間帯をいう。
- ② 「死亡」とは事故による死亡をいい、病気による死亡は対象外とする。ただし、病死でも死因等に疑義が生じ、利用者の家族から苦情がでている場合は、全て報告対象とする。
- ③ 「負傷」とは事業所の過失の有無を問わず（非介助中の場合含む）医師の保険診療を要したものを報告対象とする。ただし、医師の保険診療を要しなくとも、負傷により利用者の家族等から苦情がでている場合は全て報告対象とする。

(2) 食中毒の発生が認められた場合。

(3) 次に掲げる感染症等の発生が認められた場合。

- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める 1 類（エボラ出血熱他）・2 類（結核・鳥インフルエンザ（H5N1 型）他）・3 類（コレラ・腸管出血性大腸菌感染症（O157）及びレジオネラ症、疥癬）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症が発生した場合。

(4) 施設等から利用者が行方不明になり、警察・消防等に捜索の協力を依頼した場合。

(5) 事業所の災害被災や機械故障によりサービスの提供に影響が出ている場合。

(6) 職員等の介護サービスに関わる法令違反・不祥事等が発生した場合。

(7) その他必要と認められる場合。

2. 報告方法

(1) 事業所は事故等が発生したときは、速やかに遅くとも 5 日以内を目安に辰野町役場保健福祉課に報告をする。（第一報）

(2) 事業所は第一報後対応完結次第、速やかに事故報告書に添付書類を添付し、保健福祉課へ提出をする。

【添付書類】

- ・事故発生場所が特定できる図面・事故当日の職員勤務表・事故対象者の介護記録の写し（その他必要に応じて町から求められた資料を提出するものとする）

3. 記録

・事故の状況及び事故に際して採った処理は必ず記録し保存すること。また事故報告書には該当しないが、これに準ずるものについては記録するとともにヒヤリ・ハット事例として施設内で検討して、再発防止を図ること。